

議 事 録

会議名	平成24年度第2回山陽小野田市文化財審議会
開催日時	平成25年3月27日(水) 午前9時30分から午前11時30分
開催場所	教育委員会会議室
出席者	上田蕃穂、河野豊彦、酒井秀介、嶋田紀和、瀬口哲義、徳重壽美雄 松永保美、吉本一雄
欠席者	なし
事務局	江澤正思(教育長)・芳司修重(社会教育課長) 福田政晴(主査兼文化振興係長)・佐貫政彰・石原さやか

5 議題

(1) ハマセンダンの市指定について

事務局 事務局で作成した答申案を皆さんに確認していただき、ご意見をいただいた。それをもとに、答申案を作り直している。まず、前文に、「これを保護していくことを条件に」と加えた。(1)名称については、科名、属名、樹形を加えた。(5)現状及び特色については、全面的に変更し、「ハマセンダンの一般的な特徴」と「当該ハマセンダンの特徴」それぞれを詳細な内容に変更した。(7)全各号に掲げるもののほか、参考となる事項については、文章の書き方を変更した。

委員 (7)の「道管」は「導管」ではないのか。

委員 昔は「導管」だったが、今は「道管」で良いと思う。

委員 「ハマセンダンの一般的な特徴」で琉球となっているが沖縄ではいけないのか。

委員 植物図鑑を見てみると琉球と書いてある。

委員 樹形が「落葉高木」となっている。本州では全部落葉するが、南に行くと葉が残るので「半落葉」の方が良いかもしれない。

委員 インターネットで調べたら、「(樹形)落葉高木」となっていた。

委員 円錐状になる、上の方が冠状になるといったことを樹形と言っている。

委員 前回の審議会の資料によると、樹形は落葉高木・・・、となっている。

委員 だったらそのまま良いと思う。本州の特徴で書かれているのだろう。

委員 今、琉球とはあまり言わないから沖縄が良いと思う。

委員 沖縄は行政区域だが、植物の分布ではどう使っているのか。

委員 昔の図鑑は琉球となっていたが、今頃の図鑑は沖縄となっている。

委員 樹形は落葉高木のままで、琉球を沖縄に変えよう。

委員 「当該ハマセンダンの特徴」で、地上50cmとなっているが、樹木の測定をする際に、関係者が定めた基準は地上1.3mとなっている。

委員 本によっては、目通りを地上1.5mのところ計測しているが、あの木は1.5mのところ分枝しているので測れない。地上1.5mのところ

- で測ろうと思ったら、計算して出す必要がある。3分枝した枝それぞれの枝回りを二乗したものを合計して、それをルートする。
- 委員 環境省の基準では、斜面の上の方の地上1.3mの周囲で、巨木に該当するかしないかの判断をしている。分枝している場合は、それぞれの周囲を足して3m以上あれば巨木としている。
- 委員 通常、答申書では目通りで出している。
- 委員 わかっている人であれば目通りでもよいが、一般の人にとっては、案の書き方が親切だ。根回り（根が地上に出ているところ）まで書くことは少ないが、大きいということを皆さんに知らせるために必要。
- 委員 天然記念物を指定する時に指定書を作るが、県などで大きさを表すのに目通りを使っているのなら、それを比較して大きい小さいかわかる。
- 委員 今後、他の木が天然記念物の対象になった時に、木によって測定基準が違うというのは良くない。だから、一般的な基準で測定すべきだと思う。
- 委員 高さはどこで測定するのか。
- 委員 目通りといっても、人によって高さが違うことになるが環境省の基準では地上1.3m。立札を建てるときに、目通りという言葉を使わず、周囲○mという表記でもよい。基準が何かと問われれば、環境省が定めた基準だと言えばよい。
- 事務局 他の指定木を見ると、根回りと目通りが書いてある。
- 委員 目通りという表現を使うのは良いと思うが、実際測った高さは持っておかなければいけない。1.3mの高さでもう一度測り直したらどうか。
- 委員 測る地点で変わってくるのではないか。
- 委員 木は凹凸があるし、人によって測る長さは変わってくる。大きい木では5cm位は誤差がある。
- 委員 凹凸があるから紐を水平に回して測らないといけないのではないか。
- 委員 そんなに厳密には測ってない。
- 委員 今の樹木の基準で測る場合は、根回り、目通り、樹高で測るのではないか。それ以外のものがあったとしても良いが、それだけは押さえておく必要がある。でないと、全国一だと言われても比較の基準がない。
- 事務局 委員と測りに行ったときは地上1.3mで測り、その幹回りが5.2mだった。事務局が作成した諮問書に、「幹回り 5.2m（胸高（1.3m）の幹の範囲）」と書いてあるのは、その時の数字だ。
- 委員 だったらその数字で良いと思う。
- 事務局 諮問書では「幹回り」と書いているが、「目通り」に変更するということではどうか。
- 委員 地上○mと入れずに、ただ「目通り」としよう。
- 委員 「樹齢250年」という意見は何人くらいいるか。
- 委員 専門家の意見書に、200年から250年程度と書いてある。
- 委員 私は成長の早い木だから、その位経っていると思うが、もう一人くらい、木を見て歩いている人の意見を聞いた方が無難だと思う。
- 委員 屋久島の縄文杉があるが、数字の上では7200年となっている。ところが、専門家が見てみると2000年位だった。切って見ないとわからないから、推定で良いのではないか。

委員 樹高も入れた方が良い。

委員 わかるから入れた方が良い。根回り、目通り、樹高にすれば。

委員 「当該ハマセンダンの特徴」内で、最初に木の大きさを持ってきたらどうか。更に一番下の根回り、目の高さの目通り、樹高の順で。

委員 全体像が最初に分かるので良い。

委員 植物の一番の値打ちは目通りだ。目通りが大きいほど巨木になる。高さは種類によって変わってくる。樹高や根回りは付属品。

事務局 目通り、根回り、樹高の順にする。それでは修正して答申書を作成する。
会長 先日から協議している、ハマセンダンを市指定にすることについて答申する。

教育長 ご苦労さまでございました。確かにお受け取りします。
事務局 今、徳重会長から教育長に答申書をいただいたので、事務局で所有者の同意をとり、最終的には教育委員会会議に諮り、教育委員会で指定する。

教育長 この答申書に書かれてないこと、書けないことで、知っておいてもらいたいということがあればお聞きして対応したい。

委員 答申書でも触れているが、間違いなく病気にかかっている、あと何年もつか分からない。樹木医が悪い部分を切ったりしてどのくらいもつか。指定はしたが3年の内に枯れてしまったでは、この会の権威がなくなってしまう。それを危惧している。

委員 樹木医が言われていたが、病気になったのは日当たりが悪い環境にあるとのことだった。だから、不要な樹木を伐採して環境を良くしてやることも大事だと思う。

委員 指定した後、それを保護していくのは教育委員会の仕事。色々なことが出てくるから、その対応を早くしないといけない。

教育長 整備するに当たっては、地権者の方々の考えを聞きながら進めないといけない。日がなかなか当たらずに樹勢が衰えてきたということは、自然の環境そのままでは、なかなか生き延びられないということだ。ということは、特殊な環境がその前にあって、その中でしか生き延びられないということだろう。そういう風なことも参考に書かれているので、整備の上でどういうことができるかということ、今後これで終わりではなくて、ご助言をいただきながら考えたいと思う。フォローアップをお願いしたい。

委員 もう一つ。この中に書かれてはいないが、駐車場の関係、どこに車を置くようにという指示があった方が良くと思う。

教育長 指定文化財は、見てもらうということを前提にするのなら、今言われた点は大事だと思うし、若干重たい課題だとも思う。その辺りを含めて考えていきたい。

委員 山陽小野田市で初めての指定文化財だ。今更区分けしてもいけないが、小野田の方に一つ決まったら、次は旧山陽町の方から指定するというような順番にしたり、現在の指定文化財の中をもう一度みて、指定を続けてよいか、指定をはずしてふるさと文化財の方に持っていた方が良く、色々考える出発点になると思う。

教育長 今言われたことは一番重要なことで、先般お話ししたが、指定の判定における共通基準を考えていただきたい。あることについて知っている人しか

発言できないということでは難しい。一つ一つに特別な委員会を立ち上げなければならないということになる。それぞれ専門の分野があるとしても、何か共通した指定要件、例えば日本の中でどうだとか、県内でどうだとか、色々ながあると思う。そういうものがないと、今言われたように見直す場合、個々の対応が基本だが、なかなか難しい面がある。

委員 諮問された時、他のところも見ながら答申しているわけだから、基準がないわけではない。それを文章にするかどうかだ。審議会に諮問されて、いろんな分野が比較しながら決めているわけで、それが基準になっている。基準だけで判断するのだったら、審議員を任命して委員会を開く必要がない。文化財審議会をわざわざ開かなければならない理由はそこにある。

教育長 現状として、指定をするのは極めてハードルが高い、また委員の意見も違う。そのハードルを少しでも小さくしたいという意味で申し上げた。

委員 何でもかんでも指定するのではなくて、山陽小野田にとって重要かどうか、県または国の中でどういう位置にあるかということ掌握しながら審議会をしているのだから、それが基準になると思う。ずっと残っているものだから、文化財としての価値がそれなりにないといけない。委員会のメンバーによっては厳しくなったり緩くなったりすることもあるとは思いますが、歴史的に新しいことが分かれば価値が変わってくるのだから、そのところは審議会です分に議論するしかないと思う。

委員 今の教育長の話を一時的にとらえれば、指定を受けてない建造物の中で指定のラインに乗るのはどれか、実際に何年建っているかなど具体的にするよりは、未指定の中でどういうものが審議に挙げるかを、今ある建物の中から選んで来れば、それが基準になると思う。今回はハマセンダンだったが、他に候補があると、それを指定候補にするかどうかの作業を審議会にしてくれと言われていると考えれば、作業もしやすくなる。

委員 未指定の候補があると思うが、審議会と相談しながら、文化財でなくても地域にとって重要なもののデータは持っておかないといけない。他の市町はそういうデータを持っていて、それを含めて文化財行政をやっている。

委員 未指定文化財のリストはあるが、その裏付けというものがない。自分たちは教育長から言われないと動けない立場にあるので、未指定物件についても審議の対象にしてくれということであれば、リスト自体も、事務局がただ持っているだけでなく指定候補リストとしてあげてもいいのではないか。そして、それが基準になるのではないか。

委員 それは、この委員会で審議するというのではなくて、随時事務局に言えばよいのではないか。

委員 この前、ふるさと文化財というのを提案された。そういうので幅広く、我々も考えればよいのではないか。そういう意味で教育長の意見を聞いていた。

教育長 色々な受け止め方はあると思うが、指定文化財の候補はたくさんある。それを一つ議論するのに一年かかる。今まで審議会に聞いてみると、専門分野の委員の意見だけで、他の委員は意見を出されない。それが一番重要ではあるが、今まで指定がなかなか進んでこなかったのは、そういうところに理由があったわけで、今言ったこと以外にも良い方法を考えていただきたいということだ。何か進展させたい。合併して寄せ集めたわけだから、

今までの物を再評価するという必要かもしれない。それから新たに指定していく。それが課題になっているので、その辺り、良い方法がありましたら指摘していただきたい。

4 報 告

(1) 勘場屋敷について

事務局 昨年から勘場屋敷をどういう風にするかということで、県の方にも行って担当とも話をしているところ。勘場屋敷に関しては調査委員会を立ち上げたいとの意向を持っている。市長選が終わった後、6月議会の中で、それに要する経費を新年度の補正予算に上程していきたいと考えている。その予算がつけば、この勘場屋敷に関する資料の整理と、老朽化が進んでいる建築物の調査の二本柱で調査をしていく必要があるのかなと思っている。今のところは具体的な動きはないが、教育委員会としては、あのままではなくて、何らかの結論を出さなければならない時期が来ていると考えている。また、この委員会の意見も聞きながら進めていきたいと考えている。

委員 天井が落ちそうだと聞いた。早急に手を打つ必要がある。

事務局 毎年、4月にお花見をする会を開催して、多くの人に勘場屋敷を知っていただくということだったが、あのような状況で多くの人が入ると、座が落ちたりする可能性もあるので、しばらくはやめてもらって、教育委員会の方で積極的に取り組んでいこうと思っている。

(2) 徳利窯について

事務局 昨年7月に所有者から、徳利窯が傷んでいる、どう対応したらよいだろうかと相談があった。こちらから県の教育委員会に相談したところ、下関市の英国領事館の修復を担当している、文化財建造物保存技術協会の方が煉瓦について詳しいということで、一度見に来ていただいた。その結果、10年前の大改修時に塗った撥水剤（煉瓦の上に薬を塗って、水が染み込まないようにする）が、10年経って効力がなくなり、煉瓦に水が染み込むことにより表面が崩れているということだった。2月には文化庁の調査官が英国領事館の視察の帰りに寄られて、同じようなことを言われた。明治16年の会社創立時に建造した部分で、煉瓦の表面が剥がれ落ちたり、撥水剤が劣化し、白い粉状になっている。県と文化庁の調査官と相談した結果、倒壊につながるような劣化ではないので、通常の維持管理の範囲内で、国の補助の対象にはならないが、修復してよいとのことだった。県では、管理に関する補助金があるので、その対象にはなるだろうとのことだった。それと、10年前に耐震調査を行っているが、それでは不十分ではないかとのことで、もう一度調査をして耐震補強をするのであれば国の補助の対象になる、それに撥水剤の塗布を含めることはできるとのことだった。ただ、耐震調査をするかどうかは、英国領事館と違い、人が入る施設ではないので、必ず必要というわけでもないようだ。実際に耐震補強をすると高額になるので、所有者、県、市の状況によって、するかどうかを判断しなければならない。撥水剤の塗布に関しては、10年経っているのもので、所有者と協議し、県の補助も受けながら進めなければならないと思っている。